

(指定工事店の指定)

**第3条** 条例第8条第1項で規定する指定工事店は、排水設備工事を施工することができる者は、次の各号に掲げる要件に適合している工事業者とし、市長はこれを指定工事店として指定するものとする。

- (1) 専属の責任技術者を1人以上有していること。
- (2) 石川県内に営業所を有していること、
- (3) 排水設備工事の施工に必要な設備及び器材(以下「設備器材」という。)を有していること。
- (4) 次の各号のいずれにも該当しないこと。

**ア** 工事業者(法人にあっては代表者)が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であって復権していない場合

**イ** 工事業者(法人にあっては代表者)が県支部の責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合

**ウ** 工事指定店者が第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合

**エ** 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合

**オ** 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者がいる場合

2 前項第4号ウの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。